

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第106条の 3 第 2 項（免許証の返納等）第106条の 4 第 2 項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第39条の 2 の 3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の 2 の 4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の 7（取消しの申請等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾、輪島、珠洲の各警察署及び鶴来、穴水、能登の各庁舎へ申請した場合は 1 4 日（行政庁の休日は含まない。）免許情報記録に係る申請の場合は当日中）
申 請 先：石川県警察本部運転免許課免許係又は大聖寺、小松、能美、羽咋、七尾の各警察署管内に住所を有する者は住所地を管轄する警察署交通課、白山警察署管内に住所を有する者は鶴来庁舎免許係、輪島、珠洲の各警察署管内に住所を有する者は住所地を管轄する警察署の交通課若しくは分庁舎免許係
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部運転免許課免許係（電話076-238-5901内線316）
備 考：